

## 令和8年度夢の保育士後押し事業業務委託企画提案実施要領

### 1 委託業務名

令和8年度夢の保育士後押し事業業務委託

### 2 委託業務内容

別紙「令和8年度夢の保育士後押し事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### 3 委託業務期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託上限額

29,711,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 5 参加資格の要件

複数の者による共同提案を認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約締結後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

なお、代表者以外の構成員についても、「6（2）のエ及びカからケ」に定める参加資格の確認に必要な書類を提出するものとする。

参加者に必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （6）法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 6 企画提案競技に関する事項

### (1) スケジュール（予定）

実施要領掲載	3月4日（水）
質問受付	3月4日（水）～3月9日（月）17時
質問回答	3月11日（水）
企画提案書等提出期限	3月17日（火）17時
書類審査・結果通知	3月下旬

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下のアからクの書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

仕様書に基づき、概ね以下の（ア）から（オ）の内容を記載の上、A4版・横向きで作成すること。

（ア）基本方針、特に重要と考えるポイント

（イ）企画提案事項の内容、実施方法、独自提案

（ウ）契約期間全体における業務スケジュール

（エ）業務実施体制

※ 次の点に留意し、本業務を円滑に実施できる実施体制を記載する。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても実施体制に記載する。

- ・本業務の運営管理体制、業務責任者やその他人員の役割等
- ・県との連絡体制及び連絡手段
- ・個人情報の管理、法令順守の体制
- ・事故があった場合等の危機管理対応等

（オ）その他、必要と思われる事項

ウ 委託料見積書

- ・経費の内訳表を作成すること。
- ・受託者が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。  
なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

エ 法人の概要（設立趣旨、事業内容）が分かるもの

オ 本事業に類する業務の実績

令和6年度以降における、類似事業の実施実績又は受託実績（事業主体は国又は地方公共団体とする。団体名、成約年度、件名、事業の概要、契約金額等が記載されていること。）

カ 会社定款等

登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

キ 決算関係書類（オの「本事業に類する業務の受託実績」の提出がない場合）

過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類

ク 法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（オの「本事業に類する業務の受託実績」の提出がない場合）

ケ 参加資格の要件を満たす旨の誓約書（様式2）

## 7 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出方法

電子メール

※必ず電話による到達確認を行うこと。

### (2) 提出先

埼玉県福祉部こども支援課 保育・人材確保担当

電 話 048-830-3349

メール a3330-02@pref.saitama.lg.jp

### (3) 受付期間

令和8年3月4日（水）から3月17日（火）17時まで

### (4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

## 8 質問事項の受付

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期間

令和8年3月4日（水）から3月9日（月）17時まで

### (2) 受付方法

「企画提案募集の内容に関する質問書」（様式3）に記入の上、電子メールで提出すること。

また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

（提出先アドレス） [a3330-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3330-02@pref.saitama.lg.jp)

### (3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年3月11日（水）までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

## 9 審査に関する事項

## (1) 審査方法

ア 県は、令和8年度夢の保育士後押し事業業務委託業者審査委員会（以下、「委員会」という。）において、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき書面審査を行い、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者に決定する。

### イ 評価の視点

評価に当たっては、別紙「令和8年度夢の保育士後押し事業業務委託企画提案評価項目」により審査をするものとする。

## (2) 審査結果の通知

審査結果は選定後、3月下旬に提案者全員に対して通知する。

## 10 その他

令和8年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し、又は停止する。

### 11 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、委託契約書を締結する。委託契約は、委託契約先候補者の承諾を得た上で、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（委託契約先候補者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。

(3) 企画提案競技に参加する者の数が1者であっても、上記選定方法により審査し契約先候補者を選定する。

### 12 問合せ先

「7(2)提出先」と同様